

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業に係る 特定事業契約の締結について

「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業」については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンターＰＦＩ専門委員会」による審査を経て、落札者である㈱ヤマゼングループの構成員が出資して設立された「鈴鹿エコセンター株式会社」と、平成２０年２月２１日に仮契約を締結し、ＰＦＩ法第９条の規定に基づき、平成２０年３月２６日に議決を得て、同日契約を締結しましたのでお知らせします。

- １．事業名 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業
- ２．事業場所 鈴鹿市国分町地内
- ３．契約期間 平成２０年３月２６日から平成４３年３月３１日まで
- ４．契約金額 １２，１９６，０５４，０００円に消費税及び地方消費税を加算した金額。但し、事業契約書の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、かかる改定又は減額がなされた金額
- ５．契約相手方 鈴鹿市国分町１８５４番地の９
 鈴鹿エコセンター株式会社
 代表取締役 馬場 茂
- ６．契約の方法 総合評価一般競争入札